

「土壌保全月間」設置要領

1 目 的

農家の農業生産活動の場から、土壌の流出を未然に防止するため「土壌保全月間」を設置し、具体的な取り組みを通して土壌保全の必要性について農家個々の意識の啓発と高揚を図ることを目的とする。

2 推進体制

沖縄県農林水産部（営農支援課、地域農林水産業推進会議）、市町村

3 期 間

「土壌保全月間」は、毎年5月の第3週月曜日から30日間とする。

4 主な活動

土壌保全に対する意識の啓発を図るため、期間内において次の活動を行うものとする。

- (1) 土壌流出に関する展示会
- (2) 地域の土壌特性に応じた土壌保全に関する講演会、講習会、現地検討会の開催
- (3) 農地巡回による土壌保全対策状況の把握、技術指導
- (4) 土壌保全に関するパンフレット、ポスター等の配布
- (5) 毎年6月の第1水曜日を「土壌保全の日」としてイベントを開催
- (6) その他地域関係者参加による取り組み

5 各組織段階における取り組み

(1) 県段階（営農支援課）

- (ア) 県は、「土壌保全月間」に関するパンフレット、ポスター等を作成し、市町村、農業協同組合、その他団体へ配布する。尚、配布については、地域農林水産業推進会議、市町村を通して組織的なPRを行う。
- (イ) 県は、「土壌保全の日」開催にあたり、新聞広告の掲載やテレビ、ラジオ等マスコミを活用し、趣旨の浸透、啓発を図る。

(2) 地域段階（地域農林水産業推進会議）

- (ア) 地域農林水産業推進会議は、「土壌保全月間」期間内において関係市町村と連携し諸活動を支援する。
- (イ) 地域農林水産業推進会議は、関係者に対する啓発、普及を図るため、「土壌保全の日」または「土壌保全月間」内にイベントを開催する。
- (ウ) 地域農林水産業推進会議は、「土壌保全月間」期間終了後に各市町村にて実施された諸活動についてとりまとめ県事務局に報告する。

(3) 市町村段階

(ア) 各市町村及び農業協同組合は、市町村内における関係者相互の連携を図り、「土壌保全月間」期間内において次の諸活動を実施する。

◎土壌流出防止展示会の実施

◎農地巡回による土壌保全対策状況の把握、指導

◎土壌保全対策講習会の実施

◎地域関係者参加による具体的な取り組み

(イ) 各市町村及び農業協同組合は、広報及びチラシの配布、宣伝巡回や地域懇談会を通して「土壌保全月間」について農家への趣旨徹底を図る。

(ウ) 各市町村及び農業協同組合は、「土壌保全月間」および「土壌保全の日」の開催に必要な人員の動員割当及び必要な資材等の手配を行う。

(エ) 各市町村は、「土壌保全月間」期間終了後に諸活動実施効果について地域農林水産業推進会議事務局に報告する。

(4) 農家段階

農業生産の基礎である土壌は、その生成に長い歳月を要することから、日頃から土壌流出防止に留意し、土地管理に努めるとともに、「土壌保全月間」における諸行事への積極的な参加を行う。

6 事務局

県段階における事務局は農林水産部営農支援課、地域段階は地域農林水産業推進会議事務局、市町村段階は農林水産部門担当課とする。

附 則

(1) この要領は平成19年5月7日から施行する。

(2) この要領の制定に伴い、「土壌保全の日」設置要領（平成2年4月16日制定）は廃止する。

附 則

この要領は平成22年 5月14日から施行する。